

新 旧

高知県立学校の管理運営に関する規則施行細則（抜粋）

第3条 略

2・3 略

4 規則第4条の規定による教材の届出は、使用1週間前までに、別記様式により行うものとする。

対 照 表

高知県立学校の管理運営に関する規則施行細則（抜粋）

第3条 略

2・3 略

4 教材の届出は、使用1週間前までに、別記様式によって行うものとする。

別記様式（第3条関係）

年 月 日

高知県教育委員会 様

高知県立 学校長

教材使用届

年度に使用する教材について、高知県立学校の管理運営に関する規則第4条の規定により次のとおり届け出ます。

書名	使用目的	編著者名	発行所	単価	学年	生徒数	使用理由

- 注 1 「使用目的」欄は、準教科書、副読本及び学習帳の別を記入すること。
2 「使用理由」欄は、選択した主な理由を簡潔に記載すること。
3 現物を添付する必要はないこと。

別記様式（第3条関係）

年 月 日

高知県教育委員会 様

校長 印

教 材 使 用 届

下記のを 年度の教材として使用しますので高知県立学校の管理運営に関する規則第4条の規定により届けます。

記

書 名	使用目的	編著者名	発 行 所	単価	学年	生徒数	使用理由

- 注； 1 使用目的の欄には、準教科書、副読本及び学習帳の別を記載すること。
2 使用理由の欄には、選択した理由の主なものを簡単に記載すること。
3 現物を添付する必要はない。